

安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領（建築工事）

（趣旨）

第1条 この要領は、安城市が発注する建設工事において、建築工事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 週休2日制を実施する工事（以下「週休2日制工事等」という。）は、次の各号に掲げる区分によるものとし、その要件は、当該各号に定めるところによる。

- （1）発注者指定型 発注者が対象工事を指定し、かつ、現場条件等によって工期延長が生じかねない不確定要素が少なく週休2日の確保が可能である対象期間が60日を超える工事とする。
- （2）受注者希望型 受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図り、かつ、発注者指定型以外の対象期間が60日を超える工事とする。ただし、発注者が週休2日制の実施になじまないと判断した工事を除く。

（週休2日制の形式）

第3条 週休2日制工事等の形式は、次に掲げるとおりとする。

（1）完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、次の対象期間において現場閉所日に現場閉所（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態。以下同じ。）を実施するものとする。

ア 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までとする。

ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

- （ア）準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間をいい、現場事務所等の設置、測量等に要する期間を含む。）
- （イ）後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までの期間）
- （ウ）夏季休暇（3日間）
- （エ）年末年始休暇（6日間）
- （オ）工場製作のみの期間
- （カ）工事全体を一時中止している期間

(キ) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

イ 現場閉所日 原則、「土曜日」、「日曜日」を基本とする。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。

ただし、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとし、振替閉所日は、現場閉所日の1週間前までに監督員と協議するものとする。

また、天候（降雨、積雪等）により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとし、振替閉所日は、同一週の金曜日までに監督員と協議するものとする。

ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定することができる。

(2) 月単位の週休2日制工事

月単位の週休2日制工事は、次の対象期間において現場閉所日数の現場閉所を実施するものとする。

ア 対象期間 第1号アに同じ。

イ 現場閉所日 現場閉所の曜日及び理由にかかわらず現場閉所とした日とし、対象期間内のすべての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数/対象期間日数）が28.5パーセント（4週8休）以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により現場閉所した日も、現場閉所と認める。

暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5パーセントに満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5パーセント）以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施するものとする。

ア 対象期間 第1号アに同じ。

イ 現場閉所日 現場閉所の曜日及び理由にかかわらず休工現場閉所とした日とし、対象期間内において現場閉所率（現場閉所日数/対象期間日数）が2

8. 5パーセント（4週8休）以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により現場閉所した日も、現場閉所と認める。

（取組内容）

第4条 発注者指定型及び受注者希望型の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）発注者指定型

ア 受注者は、総合施工計画書に、完全週休2日、月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む旨を記載する。また、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出するものとする。監督員は週休2日等が確保されていることを確認する。

イ 受注者は毎月5日までに、工事打合簿により実施結果をカレンダー形式にて提出するとともに、現場閉所日及び非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

ウ 受注者は、完全週休2日又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。

エ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

（2）受注者希望型

ア 受注者は、工事契約後、週休2日制工事等又は週休2日制に取り組まないことのいずれかを選択するものとする。

イ 受注者は、週休2日制工事等に取り組む場合には、総合施工計画に、週休2日制工事等に取り組む旨を記載する。また、総合施工計画に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所取得計画表を添付し提出するものとする。監督員は週休2日等が確保されていることを確認する。

ウ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施結果をカレンダー形式にて提出するとともに、現場閉所日及び非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

エ 受注者は、完全週休2日又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。

オ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

（工事成績評定）

第5条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- 2 第3条の対象期間に対する現場閉所率が28.5パーセント以上の場合には、工事成績評定において評価する。
- 3 工事成績評定は、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等5. その他」において行うものとする。この場合において、休工割合が28.5パーセントに満たない場合であっても工事成績の減点を行わないものとする。
- 4 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。

(取組証明)

第6条 第3条第1号アの対象期間において、現場閉所日に現場閉所を実施することができた場合、完全週休2日制工事として評価し、発注者は、工事目的物の引き渡し後に通知する検査結果通知書の検査結果欄に「完全週休2日制工事に取り組み、達成した。」旨を記載し、取組証明とする。

(経費の補正)

第7条 週休2日制工事等の取組を推進するため、現場閉所状況に応じて経費の補正を次のとおり行うものとする。

- 2 経費の補正は、各経費に補正係数を乗じて行うものとし、現場閉所状況の適用区分ごとの経費の種類及び補正係数は、次の表のとおりとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

(1) 公共建築工事積算基準を適用する工事

現場閉所状況の適用区分	労務費	現場管理費	市場単価、補正市場単価及び物価資料
完全週休2日制工事	1.02	1.01	補正対象及び補正係数は、別表1に定めるところによる。
月単位の週休2日制工事	1.02	1.00	
通期の週休2日制工事 (補正なし)	1.00	1.00	

- 3 公共建築工事積算基準を適用する工事の単価の補正方法は別表2に定めるところによる。

経費の補正及び変更契約は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 発注者指定型 当初設計から「月単位の週休2日」の達成を前提とした補正

後の金額を用いることとし、工事着手前に受注者が「完全週休2日」の取組みを希望する場合については、直近の変更契約時に補正分を増額し、変更契約するものとする。また、休工状況を確認後、「完全週休2日及び月単位の週休2日」が達成できない場合、休工状況に応じて補正係数を変更し、変更契約するものとする。

- (2) 受注者希望型 現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に現場閉所状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(工事名)

第8条 発注者指定型で発注する工事は、原則として工事名の末尾に「(週休2日)」を記載するものとする。

(特記仕様書)

第9条 特記仕様書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 発注者指定型 「第〇条 本工事は、完全週休2日制・週休2日制工事(発注者指定型)の対象工事とする。なお、完全週休2日制・週休2日制工事については、「安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領(令和元年7月16日施行)」によるものとする。」旨

- (2) 受注者希望型 「第〇条 完全週休2日制・週休2日制工事に取り組もうとする場合には、監督員とその可否について協議を行うものとする。なお、完全週休2日制・週休2日制工事については、「安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領(令和元年7月16日施行)」によるものとする。」旨

(入札公告)

第10条 入札公告文には、次の各号に掲げる区分に応じ、原則として当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 発注者指定型 「本工事は、安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領(令和元年7月16日施行)に基づく完全週休2日制・週休2日制工事(発注者指定型)の対象工事である。」旨

- (2) 受注者希望型 「本工事は、安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領(令和元年7月16日施行)に基づく完全週休2日制・週休2日制工事(受注者希望型)の対象工事である。」旨

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市完全週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月15日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市完全週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年9月15日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年11月15日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入

札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

別表1（第7条第3項関係） 週休2日制工事等における市場単価積算の補正係数の設定

(1) 建築工事

工種	摘要※	完全週休2日（土日）及び 月単位の週休2日	
		新営 補正係数	改修 補正係数
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

(2) 電気設備工事

工 種	摘 要	完全週休2日（土日）及び 月単位の週休2日	
		新営 補正係数	改修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線ぴ 及び同ボックス	1.01	1.01
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
設置工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

(3) 機械設備工事

工 種	摘 要	完全週休2日（土日）及び 月単位の週休2日	
		新営 補正係数	改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧 チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

別表 2

(1) 複合単価		
労務単価 ・公共工事設計労務単価 × 要領第7条の労務費の補正係数		
(2) 市場単価及び補正市場単価		
ア 新営工事	・市場単価 × 新営補正係数 ・補正市場単価 × 新営補正係数	
イ 全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）	・市場単価 × 新営補正係数 ・補正市場単価 × 新営補正係数	
ウ 執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）	・市場単価 × 改修補正係数 ・補正市場単価 × 改修補正係数	
(3) 物価資料の掲載価格		
ア 新営工事及び全館無人改修	・物価資料の掲載価格 × 新営補正係数	
イ 執務並行改修	・物価資料の掲載価格 × 改修補正係数	
(4) 単位施工単価		
ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。 シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。 補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。		
ア 工事場所が物価資料の掲載都市の場合	週休2日補正後のシフト単価 = 工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価	× $\frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}$
イ 工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合	週休2日補正後のシフト単価 = 工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価	× $\frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}$

※新営補正係数及び改修補正係数は、別表1の数値を示す。